

新型コロナウイルス感染拡大防止のための＜加治木看護専門学校＞の行動指針（制限レベル）

R3.11.25 変更

（鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策室）

制限レベル	県 警戒基準	授業	実習	職員業務	研修（県内）	研修（県外）	その他
0	新規養成者 ゼロ 直近の新規陽性者がおおむねゼロ	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	維持すべき ・安定的に一般医療が確保 ・新型コロナウイルス感染症に医療が対応できている	・十分な感染防止対策を施した上で対面授業を実施	・実習施設との情報交換を図り、実施可能な範囲で実施する	・感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常通りの勤務	・感染拡大防止に最大限の配慮をして実施可能	・感染拡大防止に最大限の配慮をして実施可能	・行動変容に向けた広報・啓発
2	警戒を強化すべき ・新規陽性者が増加傾向 ・一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療に負荷が生じ始めているが、医療が必要な人への適切な対応ができている	・十分な感染防止対策を施した上で対面授業を実施	・実習施設との情報交換を図り、実施可能な範囲で実施する	・感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常通りの勤務	・クラスター発生地区への訪問は控え、オンライン等での参加を推奨。やむを得ない場合は所属長の許可を得て訪問可	・感染拡大地区やクラスター発生地区への訪問は控え、オンライン等での参加を推奨。やむを得ない場合は所属長の許可を得て訪問可	・レベル1の対策に加え、職員は「5つの場面」を遵守する。 アポイントの来校者のみ対応
3	対策を強化すべき ・一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる	・十分な感染防止対策を施した上で対面授業にオンラインを併用して実施 ※席配置は別記	・実習施設の受入れ状況により学内実習に移行する。	・授業等の業務ならば出勤を認めるが、所属長と相談する。	・業務上やむを得ない場合で、所属長の許可を得た場合のみ	・原則禁止	・レベル2の対策に加え、学園関係者以外について不要不急の訪問を自粛するよう要請
4	避けたい ・一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない ・緊急対応病床数を超えた数の入院が必要	・オンラインによる授業のみ ・授業の継続が不可能な場合は、休講	・中止	・学校の維持に必要な者のみ出校 その他は、自宅待機	・原則禁止	・原則禁止	・レベル3の対策に加え、許可された学園関係者以外敷地内出入り禁止

備考1 この行動指針は、感染のフェーズの変化、状況等に応じて県から発表される基準を参考にして見直しする場合があります

備考2 職員・学生は、本校「健康管理フローチャート」に沿って対応する